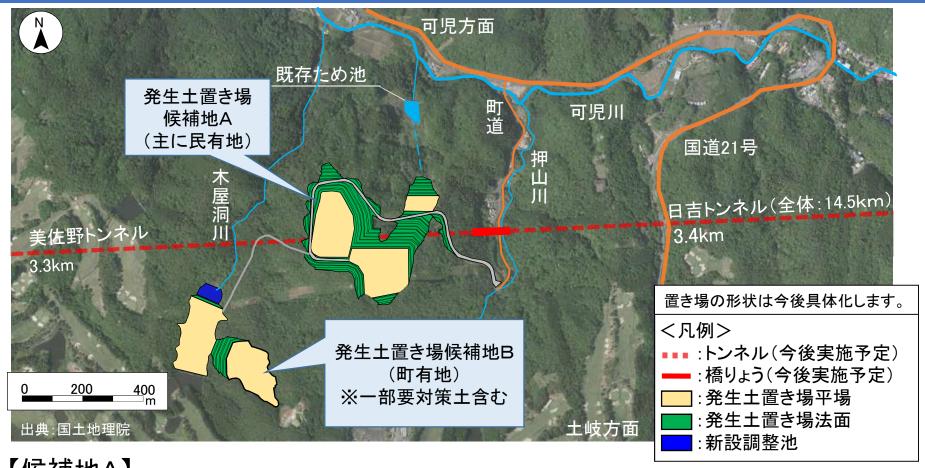
御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム (第2回 令和4年8月11日)

- 「③自然環境の保全、生活環境への影響」について、以下の順序で説明します
 - 候補地A(現状、造成計画)
 - 候補地B(現状、造成計画)
 - 自然環境の保全、生活環境への影響



候補地A、Bの造成計画(平面図)



【候補地A】

・基準値内の発生土を搬入し、造成後に土地活用が可能となる平場を設ける 計画で進めています。

【候補地B】

対策を施したうえで、要対策土を含む発生土を搬入したいと考えています。

候補地Aの造成計画について 説明します。

候補地Aの造成計画(平面図)

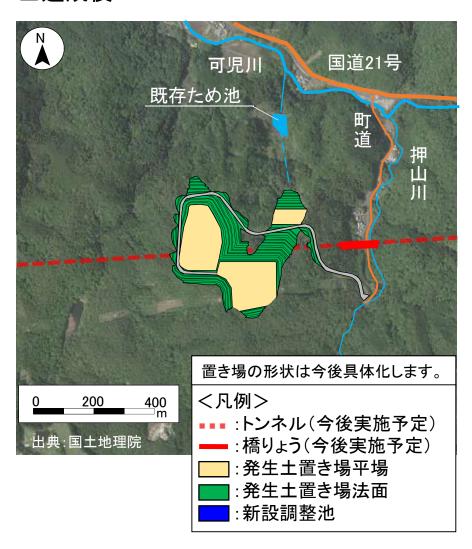
■現状



■造成面積:約16ha

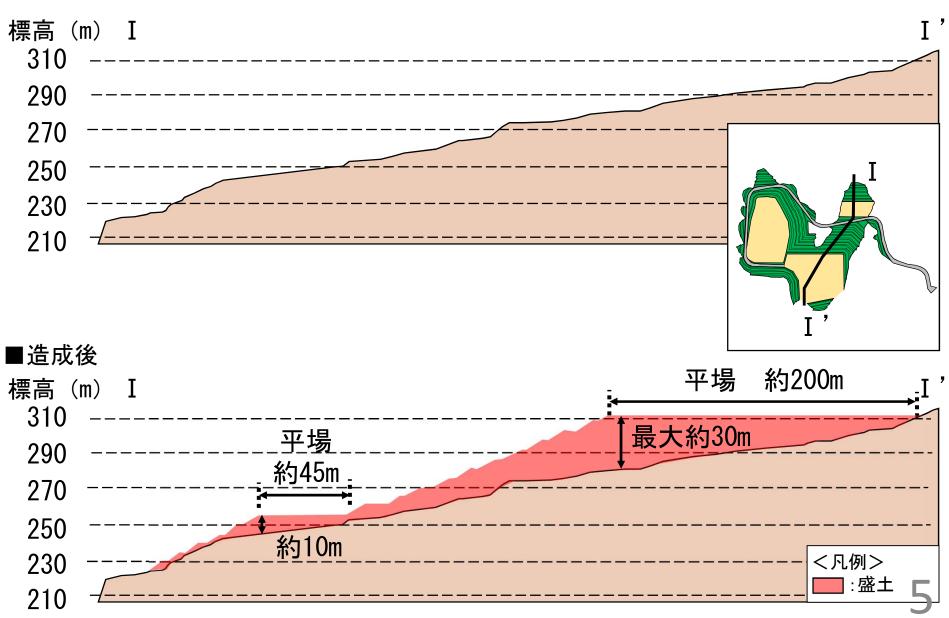
■受入土量:約40万m³を想定

■造成後



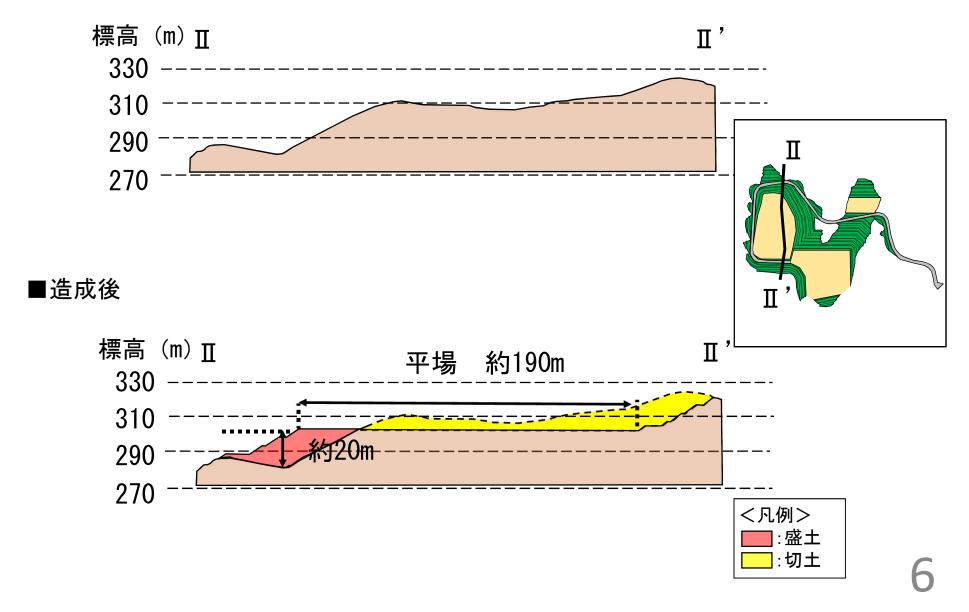
候補地Aの造成計画(断面図 I - I')

■現状



候補地Aの造成計画(断面図Ⅱ一Ⅱ')

■現状



候補地Aの現地状況



南側より撮影

候補地Aの現地状況



南側より撮影

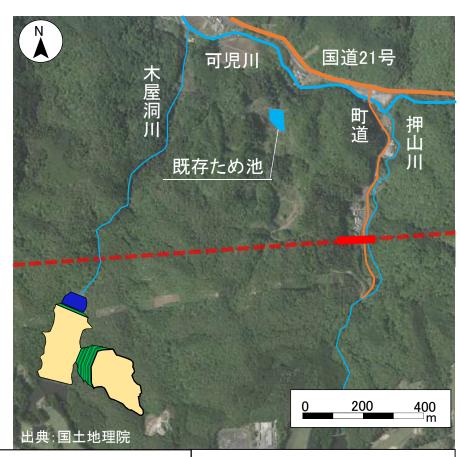
候補地Bの造成計画について 説明します。

候補地Bの造成計画(平面図)

■現状



■造成後



置き場の形状は今後具体化します。

■造成面積:約7ha

■受入土量:約50万m³を想定

<凡例>

■■:トンネル(今後実施予定)

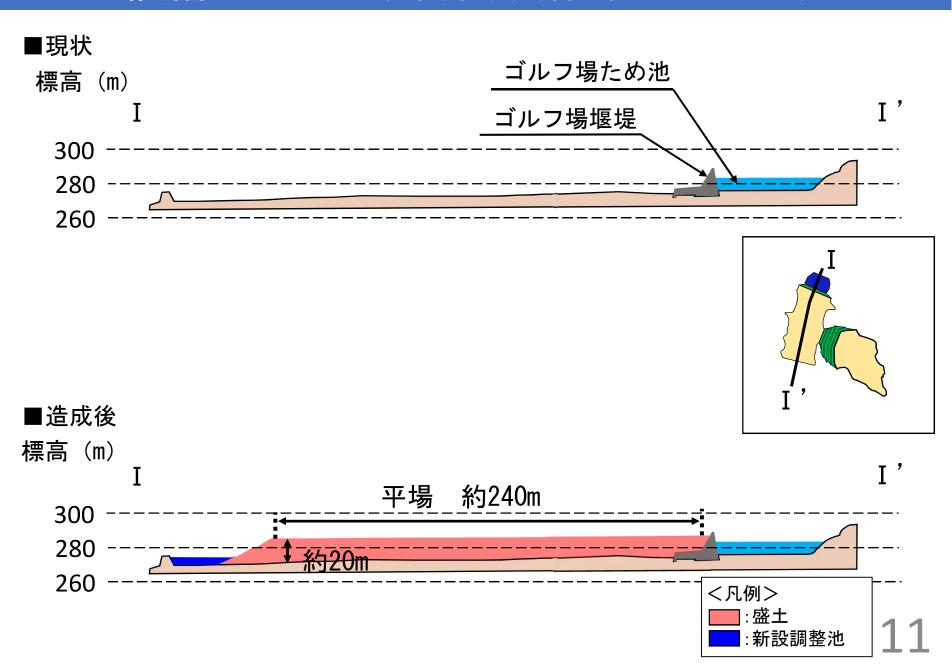
:橋りょう(今後実施予定)

発生土置き場平場

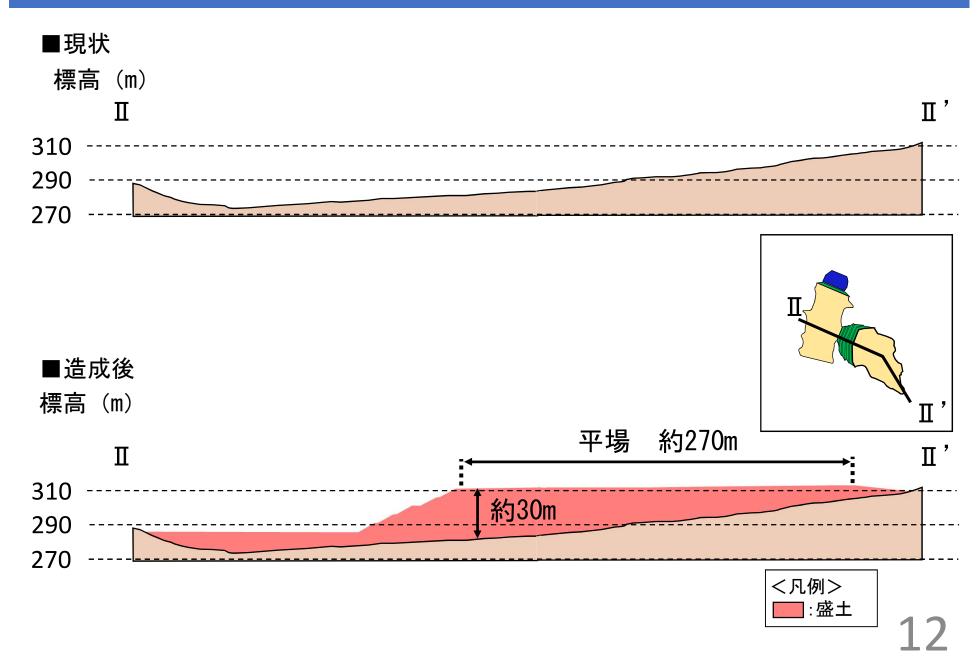
発生土置き場法面

新設調整池

候補地Bの造成計画(断面図 I - I')



候補地Bの造成計画(断面図ⅡーⅡ')



候補地Bの現地状況



南側より撮影

候補地Bの現地状況



南側より撮影

恒久的な要対策土置き場の事例

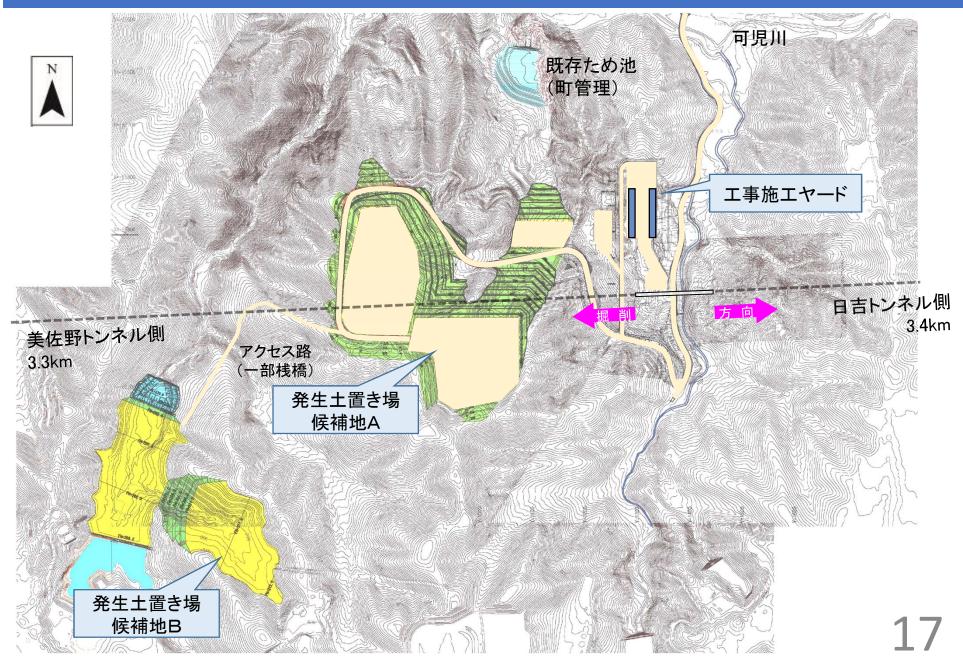
東北新幹線 八甲田トンネルでの対策例



出典:鉄道•運輸施設整備支援機構環境報告書2021

発生土の流れについて説明します。

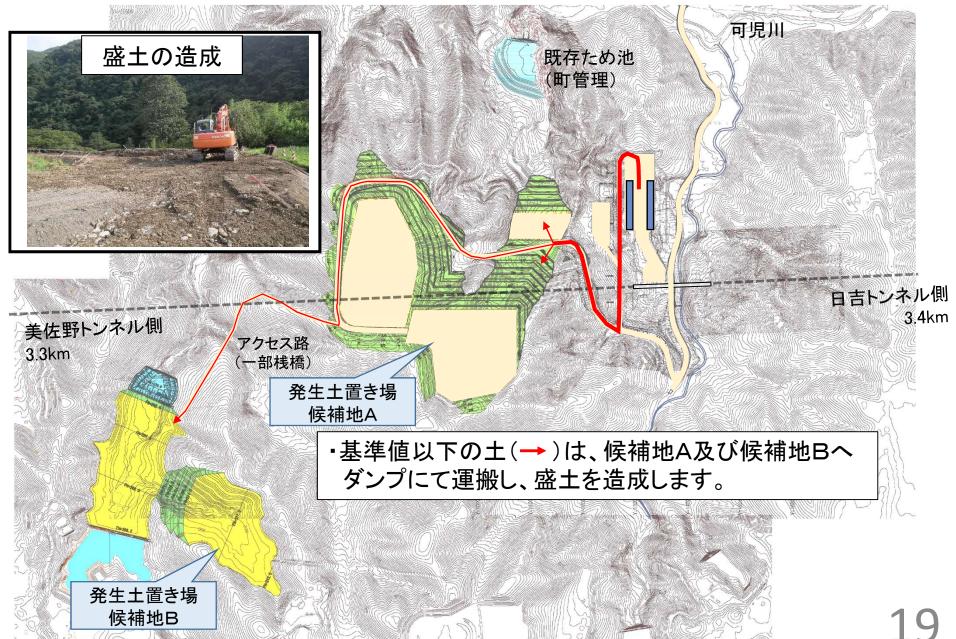
工事施工ヤードから置き場への発生土の流れ



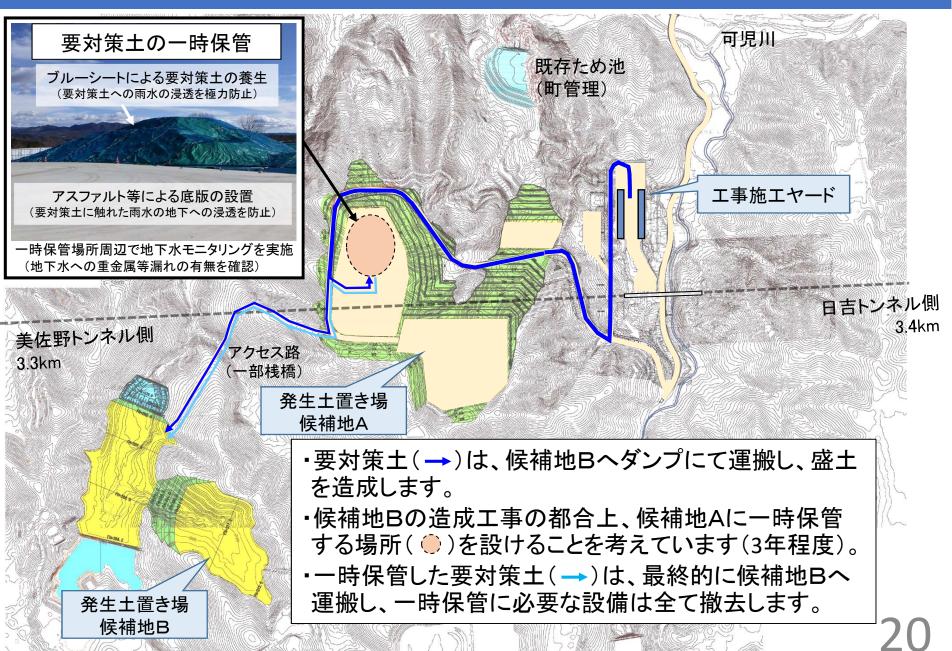
発生土の流れ(トンネル掘削箇所~発生土の検査)



基準値以下の土の流れ(発生土の検査~置き場候補地)



要対策土の流れ(発生土の検査~置き場候補地)



自然環境の保全、生活環境への影響について説明します。

自然環境(動物・植物)への影響の検討

- ・中央新幹線の本線及び車両基地等の環境影響評価は、平成26年8月に国土交通大臣及び岐阜県知事の意見を踏まえた環境影響評価書をとりまとめ、法律に基づいた手続きが完了しました。
- 環境影響評価書において、発生土置き場を新たに当社が計画する場合には、別途環境保全の内容の調査及び影響検討を実施することとしていました。
- ・候補地A及び候補地Bについても、自然環境への影響の検討を以下のとおり実施しております。
 - ① 文献調査
 - ② 現地調査
 - ③ 重要な種の確認
 - ④ 影響検討
 - ⑤ 環境保全措置検討
- ※ 水の管理方法(モニタリング)等は、 次回以降のフォーラムで説明します。 **22**

動物の重要な種の選定

以下の文献に該当するものを重要な種として選定しました。

※具体的な種は別紙を参照

	文献及び法令名				
1	文化財保護法(昭和25年、法律第214号)				
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年、法律第75号)				
3	岐阜県文化財保護条例(昭和29年、岐阜県条例第37号)				
4	岐阜県希少野生生物保護条例(平成15年、岐阜県条例第22号)				
5	御嵩町文化財保護に関する条例(昭和51年、御嵩町条例第9号)				
6	御嵩町希少野生生物保護条例(平成18年、御嵩町条例第17号)				
7	環境省レッドリスト2015 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無 脊椎動物(平成27年、環境省)				
8	環境省レッドリスト2020 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、その他無 脊椎動物(令和2年、環境省)				
9	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(動物編)改訂版 - 岐阜県レッドデータブック(動物編)改訂版 - (平成22年、岐阜県)				
10	御嵩町版レッドデータブック:御嵩町の絶滅のおそれのある野生生物2013(鳥類・蝶類・植物・魚類・ 貝類・トンボ編) (平成25年、御嵩町)				
11)	専門家の助言により選定した種 23				

動物の現地調査

■調査項目

- ·哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物※1、 陸産貝類
 - ※1:水中や水辺にすんでいるエビ、カニなど

■調査範囲

・改変区域から概ね250mの範囲

■調査期間

▶平成24年~25年、平成27年~28年、令和3年~4年

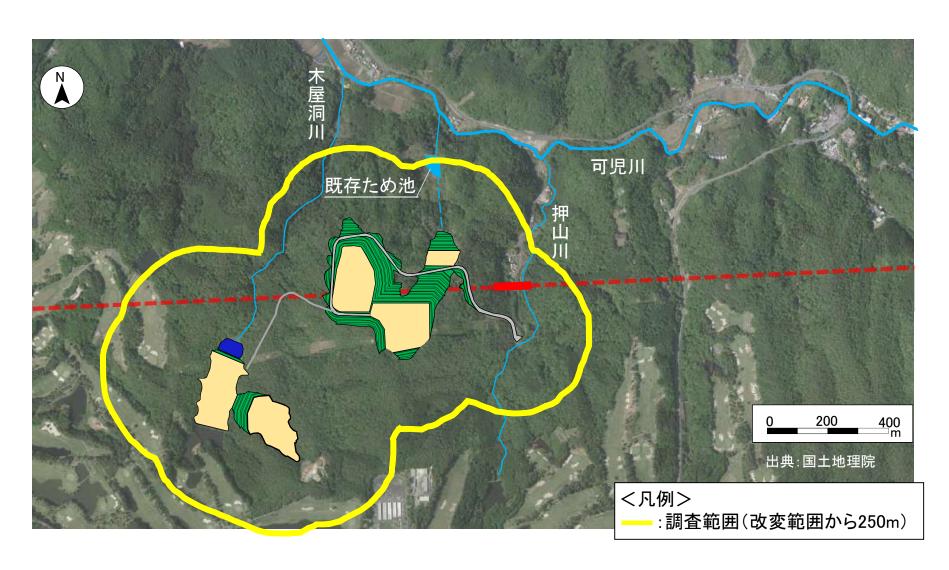
■調査時期

•早春季、春季、夏季、秋季、冬季

■調査方法

調査項目に精通した専門の調査会社に委託

動物の現地調査の範囲



調査範囲内・改変範囲内にいた動物の重要な種

現地調査の結果、調査範囲内に、以下の重要な種の存在を確認しました。また、<u>赤字</u>はそのうち、改変範囲内にいた重要な種です。

※具体的な確認位置は、希少種保護の観点から公開しません。

哺乳類 · <u>ニホンカモシカ</u> ・ホンシュウカヤネズミ

鳥類 ·ヤマドリ ·アカショウビン ·ハチクマ ·カイツブリ ·アオバト

・クマタカ ・<u>サンショウクイ</u>・<u>ミゾゴイ</u>・<u>クロツグミ</u>・アオゲラ

サシバ サンコウチョウ オシドリ ヨタカ ミサゴ

・コサメビタキ ・<u>センダイムシクイ</u> ・フクロウ

爬虫類無し

両生類 ・トノサマガエル

昆虫類 ・<u>グンバイトンボ</u> ・ウマノオバチ ・<u>タベサナエ</u> ・<u>ヒメタイコウチ</u>

•トラフトンボ •<mark>ギフチョウ</mark> •トゲアリ •ネグロクサアブ

魚類 <u>ドジョウ</u> <u>ミナミメダカ</u>

陸産貝類・ヒラベッコウ・オオウエキビ・ヒメカサキビ・Nipponochloritis属の一種

底生生物 無し

26

重要な種の影響検討の実施

検討方法

改変範囲内と改変範囲外にいた重要な種に対して、

- ①主な生息地の改変の程度
- ②周辺に同様な生息環境があるか

等の検討を行い、以下の4つに分類しました。

検討結果

- ・限られた主な生息環境の 環境が消失する。
 ・繁殖活動に重大 な影響を及ぼす。
 ・主な生息環境が する。
 ・主な生息環境が 分断される。

 環境保全措置の実施
- ・生息環境の一部 が消失、縮小、分 断されるが、周辺 に同質の生息環境 が広く分布する。 環境保全措置は実施しない

動物の重要な種の環境保全措置(案)

- 予測結果と専門家のご意見を踏まえ、以下のように重要な種を 保全対象種と位置づけ、環境保全措置を実施する計画です。
- 保全対象種及び環境保全措置については、今後の専門家のご 意見及び岐阜県環境審査会、知事意見を踏まえ、変更となる可 能性があります。

保全対象種	環境保全措置(案)
サシバ	営巣地を改変範囲から外す
ギフチョウ	ギフチョウの幼虫の食草(ヒメカンアオイ等)の移植

植物の重要な種の選定

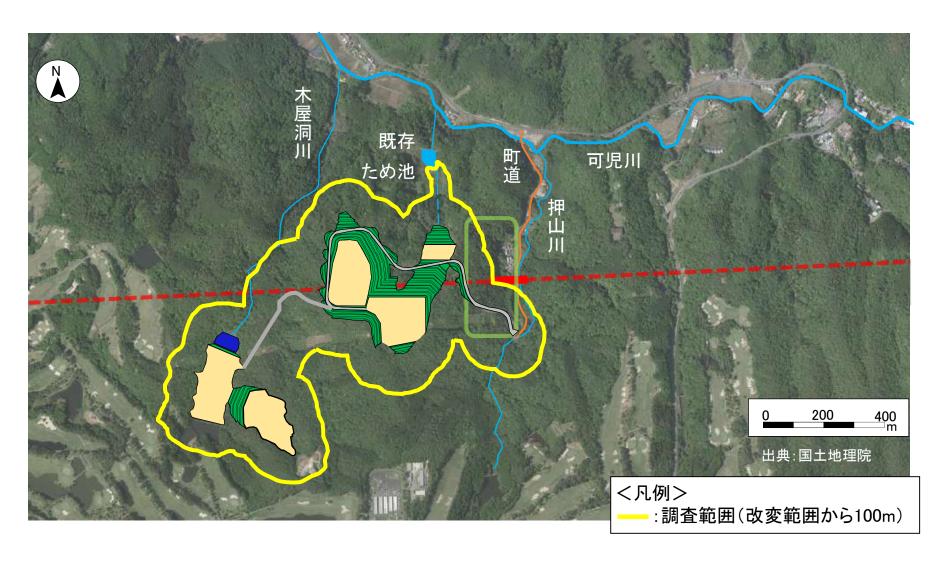
・以下の文献に該当するものを重要な種として選定しました。 ※具体的な種は別紙を参照

	文献及び法令名					
1	文化財保護法(昭和25年、法律第214号)					
2	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年、法律第75号)					
3	岐阜県文化財保護条例(昭和29年、岐阜県条例第37号)					
4	岐阜県希少野生生物保護条例(平成15年、岐阜県条例第22号)					
5	御嵩町文化財保護に関する条例(昭和51年、御嵩町条例第9号)					
6	御嵩町希少野生生物保護条例(平成18年、御嵩町条例第17号)					
7	環境省レッドリスト2015 植物Ⅰ(維管束植物)、植物Ⅱ(維管束植物以外)(平成27年、環境省)					
8	環境省レッドリスト2020 維管束植物(平成31年、環境省)					
9	岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物(植物編)改訂版一岐阜県レッドデータブック(植物編)改訂版 一(平成26年、岐阜県)					
10	御嵩町版レッドデータブック:御嵩町の絶滅のおそれのある野生生物2013(鳥類・蝶類・植物・魚類・ 貝類・トンボ編) (平成25年、御嵩町)					
11)	専門家の助言により選定した種 29					

植物の現地調査

- ■調査項目
 - •植物
- ■調査範囲
 - ・改変区域から概ね100mの範囲
- ■調査期間
 - •平成24年~25年、平成27年~28年、令和3年~4年
- ■調査時期
 - •早春季、春季、夏季、秋季、冬季
- ■調査方法
 - 調査項目に精通した専門の調査会社に委託

植物の現地調査の範囲



調査範囲内・改変範囲内にいた植物の重要な種

現地調査の結果、調査範囲内に、以下の重要な種の存在を確認しました。また、<u>赤字</u>はそのうち、改変範囲内にいた重要な種です。

※具体的な確認位置は、希少種保護の観点から公開しません。

ハナノキ

・ウスギョウラク

-マツグミ

・ジガバチソウ

・キンラン

・ミカワバイケイソウ

•<u>シデコブシ</u>

・カキノハグサ

•カザグルマ

・ヒメコヌカグサ

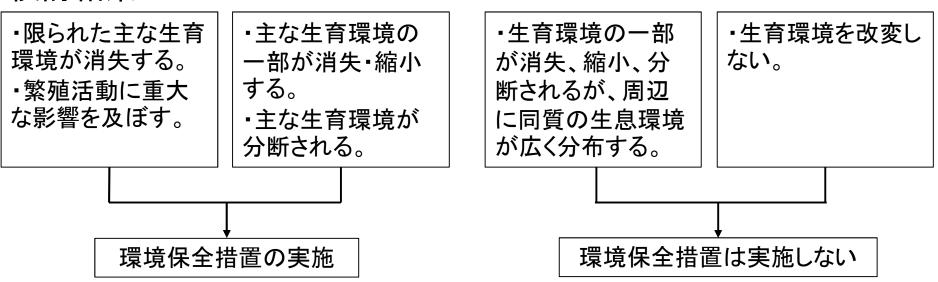
重要な種の影響検討の実施

検討方法

改変範囲内と改変範囲外にいた重要な種に対して、

- ①主な生育地の改変の程度
- ②周辺に同様な生育環境があるか 等の検討を行い、以下の4つに分類しました。

検討結果



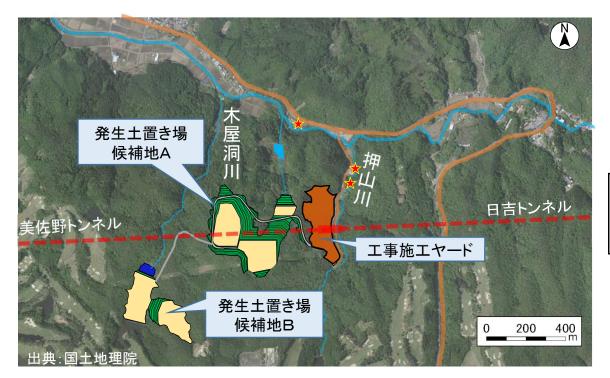
植物の重要な種の環境保全措置(案)

- 予測結果と専門家のご意見を踏まえ、以下の重要な種を保全対象種と位置づけ、環境保全措置を実施する計画です。
- ・保全対象種については、今後の専門家のご意見及び岐阜県環境審査会、知事意見を踏まえ、変更となる可能性があります。

保全対象種	環境保全措置(案)
ハナノキ	移植•播種

生活環境への影響の検討

- ・中央新幹線の本線及び車両基地等の環境影響評価は、平成26年8月に国土交通大臣及び岐阜県知事の意見を踏まえた環境影響評価書をとりまとめ、法律に基づいた手続きが完了しました。
- ・候補地A及び候補地Bの整備位置は、現在施工中の工事施工ヤードに比べ、最寄り民家に対し、より遠方となるため、工事騒音や振動といった生活環境への影響は、現状に比べて小さくなると考えております。

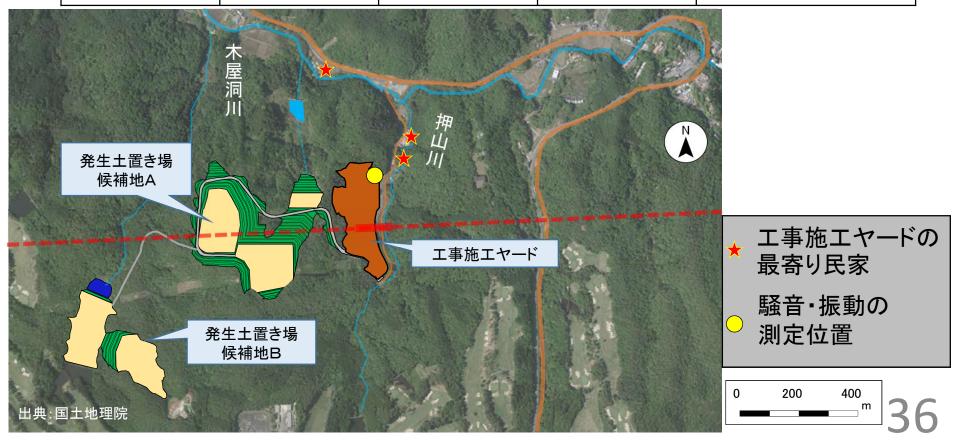


★ 工事施工ヤードの 最寄り民家

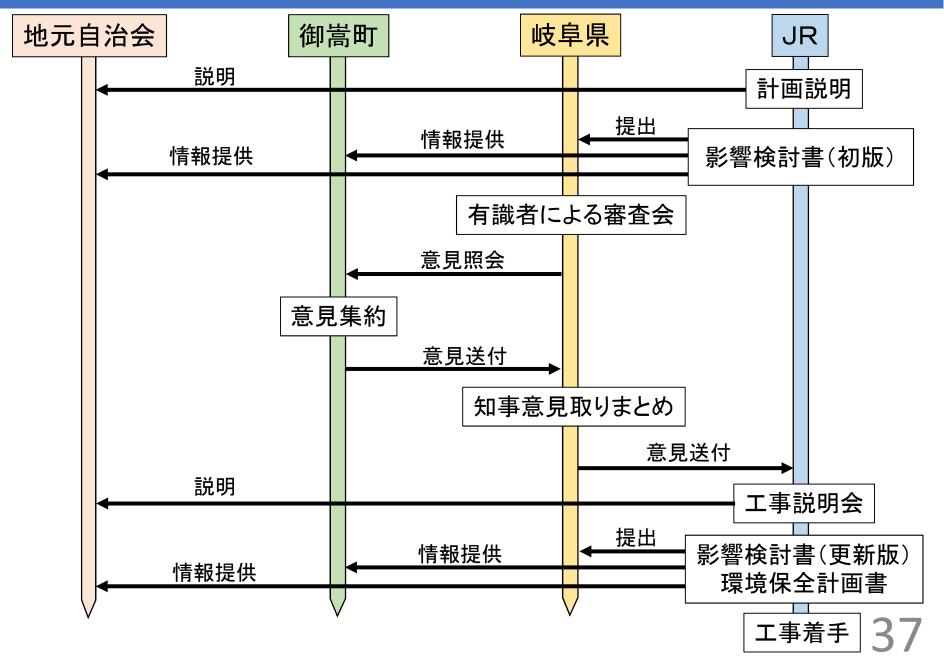
工事施工ヤードにおける騒音・振動

工事施工ヤードにおいて、盛土や切土の施工中に測定している騒音・振動については、以下の通りです。※各月の日別の最大値を記載

	令和4年4月	5月	6月	
騒音(dB)	79	79	78	規制値は85dB
振動(dB)	39	40	38	規制値は75dB



環境に関わる法令手続き



環境に関わる法令手続きの進め方

- ■候補地Aに関わる影響検討書
 - ・県や町との調整を行い、準備が整い次第県に提出 したいと考えています。

- ■候補地Bに関わる影響検討書
 - ・フォーラムでの議論等を踏まえ、提出時期は検討い たします。